

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号 2614081715

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャ ジェイフリード		
	名称	株式会社Jフリード		
主たる事務所の所在地	〒	615-8042		
	京都府	都・道 京都市西京区牛ヶ瀬川原口町22番地6		
	電話番号	075-874-2776	FAX番号	075-874-2776
事業所等の名称	フリガナ	ジェイフリードハウモンカイゴジギョウシヨ	提供するサービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
	名称	Jフリード訪問介護事業所		
事業所の所在地	〒	615-8042		
	京都府	都・道 京都市西京区川島松ノ木本町14番地 アビタシオン川島1階		
	電話番号	075-382-1666	FAX番号	075-382-1665
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算（Ⅰ）（ ）事業所				
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算（Ⅱ）（ ）事業所				

（1）賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

① 算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ⅠⅡ区分なし）
② 現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算（ⅠⅡⅢ）
③ 福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有（福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算） 取得無
④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和元年10月～令和2年3月
⑤ 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	1,500,000円
⑥ 賃金改善所要見込額（i-ii）	1,800,000円
i）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	14,760,000円
ii）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	12,960,000円
⑦ 経験・技能のある障害福祉人材（㉑）における平均賃金改善額（（iii-iv）/v）	960,000円・1.0人
iii）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	5,520,000円
iv）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	4,560,000円
v）当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	1.0人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者（見込数）	1人】
⑧ 他の障害福祉人材（㉒）における平均賃金改善額（（vi-vii）/viii）	280,000円・3.0人
vi）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	9,240,000円
vii）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	8,400,000円
viii）当該事業所における他の障害福祉人材の人数	3.0人
⑨ その他の職種（㉓）における平均賃金改善額（（ix-x）/xi）	円・人
ix）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）	円
x）初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額	円
xi）当該事業所におけるその他の職種の人数	人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金（見込数）	円】
⑩ 賃金改善実施期間	令和2年1月～令和2年6月
※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。	対象職員に対し、各月及び賞与で「特定処遇改善手当」として業務内容や当該業務時間に応じて支給する。 上記手当は「経験・技能のある介護職員」は80,000円、「他の障害福祉人材」は10,000～30,000円支給見込み。
①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。（「経験・技能のある介護職員」を設定しない場合は、その理由を記載すること。）	<p>当事業所の規定による。・精神保健福祉士・保育士・心理指導担当職員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者のいずれかの資格を有する者であって、下記の①もしくは②に該当する者</p> <p>※受講を修了することにより取得できる資格については、受講決定通知書が届いた時点で基準の対象とするが、受講を修了できなかった場合は基準の対象としない。</p> <p>① 他法人を含む経験年数が概ね10年以上であって、支援に関する十分な知識と技能がありグループに相応しいと所属部署の管理者より認められた者</p> <p>② 所属部署の主任以上である者</p> <p>当事業所における主任の定義</p> <p>・他の職員やサービス提供責任者を統括し、適切な指示により業務の円滑な遂行を行うことができる者</p> <p>・研修等に関する指導行為や介護に関する技術、知識を十分に持ち他人に教授できる者</p> <p>・利用者への支援に対し積極的な調整や中心的な役割を担うことができ、苦情が発生した場合に適切な処理ができる者</p> <p>以上3点全ての項目に対する能力を有する者に限る</p>

- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず**全て**に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） ・ その他（)
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ○ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ○ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ○ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ○ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ○ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他（)

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページ への掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定 ○ 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法 による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・ その他（)

- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和元年8月23日 (法人名) 株式会社Jフリード

(代表者名) 代表取締役 白杉 陽子

印